

高森町・高森町教育委員会と熊本日日新聞社との
包括連携にかかわる協定書

高森町（以下「甲」という。）と、高森町教育委員会（以下「乙」という。）と、株式会社熊本日日新聞社（以下「丙」という。）は、相互に連携の強化をし、地域住民の情報活用等の利便性向上を図るため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者が相互に密接な連携を図り、及び協働することにより、高森町内での学習機会を創出し、併せて町内各地域の情報格差を解消すること、また、高森町の情報通信基盤整備が完了している強みを活かし電子書籍に関する事項等、連携可能な事項を包括的に実施することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲・乙・丙は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取り組むこととする。

- （1）高森町内の情報通信基盤を利用した情報発信に関わること
- （2）電子書籍に関すること
- （3）高森町内の児童、生徒への学習環境の提供に関わること
- （4）高森町民への生涯学習環境の提供に関わること
- （5）熊本日日新聞社の施設を活用した官民連携による産業の振興及び地域課題の解決に関すること
- （6）その他、連携により地域課題解決に必要と認められる事項

2 甲・乙・丙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な実施事項については、三者合意のうえ、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から、おおむね3年とする。本協定は甲・乙・丙のいずれかより協定解除の申し出がない限り自動更新とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲・乙・丙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、三者協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲・乙・丙は、連携事項の実施に当たって知り得た情報を三者の承認を得ないで、第三者に開示し、または漏えいしてはならないものとする。

(疑義等の解決)

第6条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、三者協議のうえ、解決に努めるものとする。

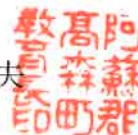
本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙それぞれ押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年1月10日

甲：阿蘇郡高森町高森2168
高森町 高森町長 草村 大成



乙：阿蘇郡高森町高森2168
高森町教育委員会 教育長 佐藤 増夫



丙：熊本市中央区世安町172
株式会社熊本日新聞社
代表取締役社長 河村 邦比児

